

産保第758号

令和4年7月8日

容器検査所登録事業者様

千葉県防災危機管理部産業保安課長

(公印省略)

高圧ガス保安法の遵守について(通知)

本県の高圧ガス保安行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、先に県内の容器検査所における容器再検査において、高圧ガス保安法で定める検査項目の一部(耐圧試験)を実施しないまま出荷していた事案が明らかになりました。

つきましては、容器検査所が実施する業務について、法令の遵守を徹底するようお願いいたします。

担当
産業保安課 保安対策室
TEL:043-223-2729

令和4年7月7日
防災危機管理部
産業保安課
043-223-2720

高圧ガス容器の耐圧試験未実施容器の出荷・回収について

本日7月7日、高圧ガス保安法に基づくLPガス容器の再検査を行っている下記事業者において、別添のとおり耐圧検査未実施容器の出荷に関するお詫び及び回収について公表しましたのでお知らせします。

1 事案の概要

- (1) 事業者 日東燃料工業株式会社 市原営業所
市原市江子田岩谷前144番地
- (2) 概要
 - ・LPガス容器に係る容器再検査において、法に定める検査方法の一部(耐圧検査)を実施しないまま合格としていた。
 - ・未検査の疑いのある容器の本数：約8千本
- (3) 事業者の対応
 - ・7月1日から順次、出荷先の顧客への連絡、回収を開始している。

2 県の対応

- (1) 6月22日及び24日に当該事業者から県に報告
- (2) 6月27日に当該事業所に立入検査を実施
- (3) 6月29日付け文書にて当該事業者に対し以下の対応を指示
 - ・納品先への確実な注意喚起を行うこと
 - ・耐圧試験未実施容器の自主回収を一刻も早く完了させること
- (4) 7月7日に事業者において別添のとおり公表

3 本件に関する事業者の問合せ先

日東燃料工業株式会社
執行役員総務部長 水野一広
03-3606-4433

